

箕輪町移住体験住宅設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、箕輪町移住体験住宅（以下「体験住宅」という。）の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 箕輪町への移住を希望する者に対し、箕輪町の自然や生活環境の体験及び地域住民との交流体験等の機会を提供することにより、箕輪町への移住の促進及び地域の活性化を図るため、体験住宅を設置する。

(名称及び位置)

第3条 体験住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
箕輪町移住体験住宅	箕輪町大字東箕輪3295番地2

(利用できる者の資格)

第4条 体験住宅を利用することができる者は、次の各号のすべての要件を満たすものでなければならない。ただし、町長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

- (1) 箕輪町に住所を有しない者で、箕輪町内へ移住を希望するもの及びその家族
- (2) 利用期間中、円滑かつ積極的に地域住民との交流を持てる者
- (3) 箕輪町暴力団排除条例（平成23年箕輪町条例第15号）第2条第2号に規定する暴力団員でない者

(利用の申込み及び承認)

第5条 体験住宅を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、町長に申込み、承認を受けなければならない。承認を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。

(利用期間)

第6条 体験住宅の利用期間は、連続した7日以内とする。

(利用料金)

第7条 体験住宅の利用料は、無料とする。

(利用者の義務)

第8条 第5条の利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、承認の条件及び町長の指示に従い、常に善良な利用者としての注意を払わなければならない。

2 利用者は、体験住宅の利用を終了したときは、直ちに原形に復さなければならない。

(利用の制限等)

第9条 町長は、利用者がこの条例及びこれに基づく規則に違反し、又は施設の管理に重大な支障を生ずると判断した場合は、既にした承認を取消し、利用条件を変更し、又は利用を停止させることができる。この場合において、これによって生じた

損害については、町長は、その責任を負わない。

(損害賠償)

第10条 利用者は、自己の責めに帰すべき事由により体験住宅の建物、設備、備品等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 利用者が前項に基づく義務を履行しないときは、町長は、利用者に代わってこれを執行し、要した費用を利用者から徴収するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(箕輪町議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部改正)

2 箕輪町議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例（昭和42年箕輪町条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第31号中「削除」を「箕輪町移住体験住宅」に改める。